

議案第九十三号

財産区財産の売却について。

次のとおり竹田財産区所有にかかる土地（玄木を含む）を売却することについて地方自治法第九十六条第二項の規定により、本議会の議決を求める。

記

土地の所在		地目	公算面積	実利面積	所有者	売却の相手方	売却予定価格
大字	番						
大谷	飄山	保野林	三八町六反七畝一四歩	一九二・二三 ヘクタール	竹田財産区	鳥取市東町二丁目 二二〇 財団法人鳥取県農 業開発公社 理事長 石坂三朗	三三、一六四千円
〃	〃	〃	六一町〇・〇〇〇歩				
〃	〃	〃	二一九・〇〇八歩				
〃	〃	〃	三三町六反八畝〇六歩				
〃	〃	〃	七一九・八				
〃	〃	〃	七一九・〇				

〃	〃				
〃	大峯				
七三八一三	七三八一二				
		五町六反〇、〇〇步	九町三反〇、〇〇步		

昭和四十五年六月三十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾五年六月吉日 原案可決

三朝町議會議長 牧田禎

